

府監第1721号
令和8年1月22日

* * * 様

大阪府監査委員	高 橋 明 男
同	中 務 裕 之
同	鈴 木 一 水
同	川 村 和 久
同	白 木 恵 士

住民監査請求について（通知）

令和7年12月12日にあなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

第1 請求の要旨

住民監査請求書及び事実証明書の内容から、請求の要旨を概ね次のとおりと解した。

1 監査対象事項

大阪府教育庁（以下「教育庁」という。）の教育振興室支援教育課職員（以下「支援教育課職員」という。）の令和7年12月4日から同月11日までの期間に支払われた給与及び時間外勤務手当等の公金支出

2 前記1の事項が違法又は不当である理由

支援教育課職員が、①令和7年12月4日から同月11日にかけて請求人が送付した4通の電子メールに対し、同月12日時点で受領連絡を行わず、回答を示さないこと、②いじめ重大事態関連の行政判断について、決裁権限者が不明確な状態で運用されていること、などの状況が職務専念義務に違反し、その期間に支払われた給与及び時間外勤務手当等の公金支出について不当・違法な支出となる疑いがある。

3 求める措置の内容

- (1) 勤務実態調査と給与・残業代の返還措置
- (2) 前記2の電子メールに受領連絡を行わず、回答を示さないという不作為及びいじめ重大事態の過去の行政判断について、起案者・合議者・決裁権者・最終責任者の氏名・役職名を開示させること。
- (3) 教育庁が請求人に対して行うすべての回答・通知・決裁文書に、当該判断の決裁責任者（氏名・役職）を必ず明記させること。

第2 住民監査請求の要件に係る判断

- 1 最高裁判所第二小法廷昭和62年2月20日判決によれば、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による住民監査請求に対し、同条第3項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、当該監査の結果に対して不服があるときは、法第242条の2第1項の規定に基づき所定の期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されておらず、監査請求に新たに違法、不当事由を追加し又は新証拠を提出しても別個の監査請求になるものではないとされている。
- 2 本件請求において、請求人は、①令和7年12月4日から同月11日にかけて請求人が送付した4通の電子メールに対し、受領した支援教育課職員が同月12日時点で受領連絡を行わず、回答を示さない、②いじめ重大事態関連の行政判断について、決裁権限者が不明確な状態で運用されているなどとして、これらの状況が職務専念義務に違反し、当該期間中において当該職員に支払われた給与及び時間外勤務手当等の支出は、違法・不当である旨を主張して、その是正等を求めている。

請求人が提出した事実を証する書面によれば、当該電子メールは、請求人が、教育庁教育振興室支援教育課に対し、大阪府立＊＊＊＊＊学校（以下「本件学校」という。）の特定の生徒の転学引継ぎに関連して、令和6年度の個別の教育支援計画の記載内容が誤りであり、その是正を求める等の趣旨で送付されたものである。

そうすると、かかる本件請求は、請求人が同年10月15日に提出した監査請求において、個別の教育支援計画の記載内容、これに関する保護者からの要請等への対応や転学の引継ぎに係る対応に不備があり、教育長、本件学校の校長、本件学校及び教育庁の職員への人件費の支払が違法であるとして、その是正を求めた請求と同様の趣旨のものである。かかる請求に対しては、請求人が指摘する事項を含め、上記職員らのいじめ対応等が不適切なものであったということはできず、上記職員らへの人件費の支払が違法・不当と言えない旨、同年12月18日付けで請求人に監査結果を通知しているところである。

なお、請求人は、前記第1の3(2)及び(3)に係る措置をも求めているが、これらは財務会計上の行為又は怠る事実の是正を求めるものとは認められない。

したがって、本件請求は、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為と同一の行為を対象とする監査請求を重ねて行うものであるから、適法な請求とは認められない。

第3 結論

以上のとおり、本件請求は、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為と同一の行為を対象として重ねて監査請求を行うものとして不適法であるから、却下する。